

令和5年度 子育て世帯生活支援特別給付金 積極支給のご案内

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金を申請手続き不要で受取ることができます。

1. 支給の対象となる方（支給対象者）

■ ①～③のいずれかに当てはまる方が積極支給対象者です。

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当の受給者
- ② 「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金」を受取られた方
- ③ ①②のほか、令和5年度住民税（均等割）が非課税の児童手当受給者または特別児童扶養手当受給者

※ 他市で既に令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けている方は対象外です。

2. 対象児童

■ 支給対象者①②

平成16年（2004年）4月2日から令和5年（2023年）3月31日生まれの児童

■ 支給対象者③

平成17年（2005年）4月2日から令和6年（2024年）3月31日生まれの児童

3. 支給額

対象児童1人あたり5万円

4. 給付金支給手続き

■ 支給対象者① 児童扶養手当口座

■ 支給対象者② 「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金」受給口座

■ 支給対象者③ 児童手当口座または特別児童扶養手当口座

【ご注意ください】

- ※ 上記の口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。
- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 各種届出は、多治見市ホームページからダウンロードしていただくか、お問い合わせください。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

■ お問い合わせは下記までお電話ください。

■ **多治見市子育て世帯生活支援特別給付金 窓口**
0572-23-5732

（受付時間：平日8:30～17:15）

